



乙第  
2号証

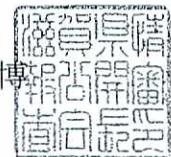
答申第45号

平成22年(2010年)3月19日

滋賀県知事 嘉田由紀子様

滋賀県情報公開審査会

会長 野洲和博



滋賀県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

平成21年(2009年)5月29日付け滋人推第127号で諮問のあった下記事案について、別添のとおり答申します。

記

「同和対策事業に関する地図のうち愛荘町山川原、川久保、長塚の事業に関するもの」「滋賀県同和対策新推進計画（地区別事業計画）＜改訂計画＞」「同和対策地域総合センター要覧」の公文書一部公開決定に対する異議申立て

諮詢実施機関：滋賀県知事

諮詢日：平成 21 年 5 月 29 日（諮詢第 52 号）

答申日：平成 22 年 3 月 19 日（答申第 45 号）

内容：「同和対策事業に関する地図のうち愛荘町山川原、川久保、長塚の事業に関するもの」「滋賀県同和対策新推進計画（地区別事業計画）〈改訂計画〉」「同和対策地域総合センター要覧」の公文書一部公開決定に対する異議申立て

## 答申

### 第 1 審査会の結論

滋賀県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

### 第 2 異議申立てに至る経過

#### 1 公文書公開請求（一次請求）

平成 20 年 6 月 16 日、異議申立人は、滋賀県情報公開条例（平成 12 年滋賀県条例第 113 号。以下「条例」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対して、「人権施策推進課が保有する以下の文書・同和地区の地名が分かる文書・同和地区の区域が分かる地図・同和地区に設置された地域総合センターが分かる文書」の公文書公開請求（以下「一次請求」という。）を行った。

#### 2 実施機関の決定（一次処分）

同年 6 月 23 日、実施機関は、条例第 10 条第 2 項の規定に基づき、一次請求に対して公文書非公開決定（以下「一次処分」という。）を行った。

#### 3 異議申立て（一次異議申立て）

同年 6 月 26 日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定に基づき、一次処分を不服として実施機関に対して異議申立て（以下「一次異議申立て」という。）を行った。

#### 4 異議申立てに対する決定

同年 7 月 2 日、実施機関は、条例第 19 条第 1 項の規定に基づき、一次異議申立てについて当審査会に諮詢した。

平成 21 年 3 月 5 日、当審査会は、「具体的な公文書を特定しないまま実施機関が行った一次処分は、これを取り消し、条例第 5 条第 2 項の規定に基づく補正の手続を行った上で、あらためて条例第 10 条第 1 項または同条第 2 項に基づく決定をすべきである」と実施機関に対して答申した。（答申第 42 号）

同年3月19日、実施機関は、行政不服審査法第47条第3項の規定に基づき、一次処分を取り消す決定を行った。

## 5 公文書公開請求（本件請求）

同年3月25日、異議申立人は、一次請求を補正し、条例第5条第1項の規定に基づき、実施機関に対して「同和対策事業に関する地図のうち愛荘町山川原、川久保、長塚の事業に関するもの/滋賀県同和対策新推進計画の全ページ/地域総合センター要覧の最新のものの全ページ」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

## 6 実施機関の決定（本件処分）

同年5月8日、実施機関は、「請求のあった公文書の名称または内容」を「『同和対策事業に関する地図のうち愛荘町山川原、川久保、長塚の事業に関するもの』『滋賀県同和対策新推進計画（地区別事業計画）〈改訂計画〉』『同和対策地域総合センター要覧』」とし、「公文書の公開をしない部分」を「地図、地区名、施設名、施設所在地、電話番号および同和地区名や所在地が分かる地区概要等の部分一切」とし、「公文書の公開をしない理由」を「『特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害する恐れがあるため。（条例第6条第1号に該当）』『公にすることにより、事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。（条例第6条第6号に該当）』」として、条例第10条第1項の規定に基づき、公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

## 7 異議申立て（本件異議申立て）

同年5月25日、異議申立人は、行政不服審査法第6条の規定に基づき、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

## 第3 異議申立人の主張要旨

異議申立人が、本件異議申立てにおける異議申立書、意見書および意見陳述で述べている内容は、次のように要約される。

### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、「『同和対策事業に関する地図のうち愛荘町山川原、川久保、長塚の事業に関するもの』『滋賀県同和対策新推進計画（地区別事業計画）〈改訂計画〉』『同和対策地域総合センター要覧』」を全て公開する決定を求める。

### 2 異議申立ての理由

#### （1）異議申立書

①地域総合センターの施設名、施設所在地、電話番号について

地域総合センターが同和対策に関係する施設であることは「同和対策地域総合セン

ター要覧」という文書名から、自明のことである。施設名、施設所在地は市町の条例により公にされている例が多くあり、そうでなくとも地域住民が利用する公共の施設であるため、施設所在地や電話番号は公とされるのが慣例である。従って、条例第6条第1号ただし書アに該当し、非公開情報ではない。

また、同和対策地域総合センター要覧は条例第6条第6号ア～オのいずれにも該当しない。同和対策は各地域に対して周知の上で実施された公共事業であるから、公開することで、その他事務事業に支障が生ずるということもあり得ない。

## ②愛荘町山川原、川久保、長塚の同和対策事業に関する地図と、その他の地区も含む同和地区名や所在地について

地図については、具体的に同和地区の領域を示すようなものではないと実施機関から口頭で説明を受けている。そうであれば、地図や航空写真等で既に公となっている情報と変わらない。

また、地区名については、愛荘町に関しては愛荘町地域総合センター条例に書かれた地域総合センターの名称から既に明らかである。図書館で見ることができる昭和40年代の資料では滋賀県内の各同和地区の名前や歴史的な経緯も明らかになっている。

従って、これらも条例により公にされているか、あるいは公にすることが慣例になっていると言うことができ、条例第6条第1号ただし書アに該当し、公開しなければならないものである。

また、住宅地図等により地区に住む個人はある程度特定されるが、地区の歴史や同和対策が行われた事実は、現住している個人の人格とは無関係であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害する恐れがあるとは言えない。①と同様の理由で、条例第6条第6号にも該当しない。

## (2) 意見書

同和対策審議会答申は同和問題を定義するものではない。この内容は滋賀県内の同和地区の実態を述べたものではない。特に国の同和対策事業が平成14年に終了した現在においては、全く当てはまらない。同様のことは地域改善対策協議会意見具申にも言うことができる。

異議申立人が調査したところでは、昭和40年代に政府や部落解放同盟の関連団体により、調査や研究目的で同和地区一覧が作られている。滋賀県内に限れば、昭和40年代の資料があり、これは国立国会図書館をはじめとする図書館や古書店で容易に入手することができる。このように、同和地区の一覧は公然のものであって、部落地名総鑑であるといった非難は、情報そのものに対するものというよりは、情報の利用方法に対するものである。

平成18年に滋賀県が実施した県民意識調査の結果については、同和問題に対して誤った理解や考え方を持つ人が少なからずいるというようなことは書かれていない。

地図について、容易に入手可能な住宅地図や航空写真と本件地図は異なるが、市町

の条例で公開されている隣保館や教育集会所の周辺を住宅地図や航空写真で見れば、改良住宅が集中していることや、区画整理された形跡を確認でき、そこで同和対策事業が行われたことは容易に分かる。従って、同和地区を推定する目的を達成するような情報であれば、既に公知であると言うことができる。

### (3) 意見陳述

地域総合センターは地方自治法第 244 条の公の施設である。そして、同法第 244 条の 2 が「公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない」と規定していることから、地域総合センターの名称や位置は通常条例に書かれている。条例は公にされているものであるから、地域総合センターの名称や位置は公にされている情報であり、「個人に関する情報」に該当せず、公開しなければならない。

昭和 40 年代の資料については、国立国会図書館で閲覧・コピーが可能である。滋賀県の同和地区名は公然にされているに等しい。

## 第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書および口頭説明で述べている内容は、次のように要約される。

### 1 理由説明書

#### (1) 対象公文書および非公開情報について

本件請求の対象公文書は、①同和対策地域総合センター要覧、②滋賀県同和対策新推進計画(地区別事業計画)、③同和対策事業に関する地図のうち愛荘町山川原、川久保、長塚の事業に関するもの、である。

①については「県内の地域総合センターの名称、所在地、電話番号等」、②については「同和対策事業が実施された地区名」、③については「同和対策事業が実施された地域を含む周辺地域までが記載された地図」が非公開部分である。

#### (2) 同和問題

そもそも同和問題とは、昭和 40 年の国の同和対策審議会答申によると「日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。」とされる問題である。その特徴として「多数の国民が社会的現実として差別があるために一定地域に共同体的集落を形成していることがある。最近この集団的居住地域から離脱して一般地区に混在するものも多くなっているが、それらの人々もまたその伝統的集落の出身なるがゆえに陰に陽に身分的差別のあつかいをうけている。集落をつくっている住民は、かつて「特殊部落」「後進部落」「細民部落」など

蔑称でよばれ、現在でも「未解放部落」または「部落」などとよばれ、明らかな差別の対象となっているのである。」とされている。

こうした同和問題の早急な解決を図るため、昭和 44 年の同和対策事業特別措置法をはじめ、三度にわたる特別法が制定され、被差別部落の大部分を同和地区として指定し、生活環境の改善等の物的な基盤整備が行われてきた。

また、教育や産業・職業、社会福祉に関する対策の実施とあわせて、人々の同和地区に対する差別意識の解消を図るために、様々な啓発活動が行われてきたが、その間にも多くの差別事件が発生している。昭和 50 年に全国の被差別部落の所在地などが記載された部落地名総鑑の存在が発覚し、購入者の大半が企業であったことから、就職の際に同和関係者を排除するための身元調査に使われていたことが判明している。その後も次々と同和地区名をリストにしたもののが発覚しており、結婚などの際に身元調査を依頼する人も後を絶たない状況にある。

平成 8 年の国の地域改善対策協議会意見具申でも「同和問題に関する国民の差別意識は、着実に解消へ向けて進んでいるものの、同和関係者との結婚問題を中心に依然として残っている。」と指摘されており、また、物的な基盤整備は概ね完了したということで、平成 14 年 3 月末日をもって「地域改善対策における財政上の特別措置を講じる法律」は失効したが、平成 18 年に県が実施した県民意識調査においても、同和問題に対して誤った理解や考え方を持つ人が少なからずいるという結果が出ており、行政書士による戸籍の不正取得・横流し事件や同和地区差別問い合わせ事件などが県内でも発生していることからも、差別意識の解消が十分に進んでいない状況といわざるを得ない。

### (3) 非公開理由について

#### ①条例第 6 条第 1 号該当性

ア 「県内の地域総合センターの名称、所在地、電話番号等」（本件情報）について

条例第 6 条第 1 号には前提として「個人に関する情報であって」とあるが、同様の規定を有する他府県の情報公開条例に関する判例を見ると、「個人に関する情報」とは、「個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等、個人に関する情報全般を意味する」としたもの（東京高平 17. 4. 26 判）や「個人の人格や私生活に関する情報に限られず、その個人との関連性を有する全ての情報を意味する」としたもの（名古屋地平 17. 3. 28 判）があり、その解釈は広範にわたると解されている。通常、施設の名称、所在地等の情報は、それ自体は個人に関する情報とはいえないが、本件情報はこれらを集合させ、他の公知の情報と組み合わせることにより、県内の同和地区一覧という別の意味が加味されるという特殊性を持ち、そのことはひいては他の公知の情報と結びつくことで個人識別情報となったり、個人を識別できるとはいえないまでもそれ自体で個人の権利利益を侵害する情報であるということができ、いずれにせよ上記名古屋地裁判決にいう「個人との関連性を有する全ての情報」に該当し、条例第 6 条第 1 号にいう「個人に関する情報」である。

そして、同和地区一覧ともいるべき本件情報が公になると、通常容易に入手できる個人に関する情報と組み合わせることにより「特定の個人が同和地区に居住している」という情報や「特定の個人が同和地区の出身である」という情報が一般の国民にも容易に知れることになり、結婚や就職等の場面においていわれのない差別を引き起こす高度の蓋然性が生ずる。具体的には、住宅地図や電話帳に掲載されているような個人情報で、かつ、容易に入手可能な情報と、本件情報を照合することにより得られる情報というものは、特定の個人が特定の同和地区に居住しているという情報であり、言い換れば同和地区居住者もしくは出身者が誰かということまで確認できる個人識別情報といえる。

また、本件情報が仮に個人識別情報とはいえないとしても、少なくとも本件情報は、例えば履歴書のような特定場面において特定の者が入手可能な情報と照合することによっても個人の権利利益を侵害するおそれがある。本件情報が公になれば、履歴書に書かれている住所が同和地区かどうかという判断が出来、過去に企業が部落地名総鑑購入者の大半だったという事実からも、就職差別に繋がるという具体的な場面が想定される。つまり、履歴書のような特定の場面において特定の者が入手可能である情報は条例第6条第1号に規定する「他の情報」に該当せず、本件情報は個人識別情報とはいえないとしても、同号が非公開事由として規定する「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当することは明白である。以上のこととはいざれも先述の歴史的経緯および差別意識の解消が十分に進んでいない現状からも単なる抽象的蓋然性でしかないということはできないのであって、具体的に個人の権利侵害の場面として想定しうるものである。これらのことから、本件情報のような特殊性を持つ情報を非公開とすることは、条例第6条第1号が保護しようとする法益と全く主旨を一にするものであり、本件情報は同号に該当する情報であるといえる。

条例第6条第1号ただし書は、同号に該当しても公開が義務づけられるものを規定している。同号ただし書アは「法令もしくは条例（以下「法令等」という。）の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報」について公開を義務づけている。同和対策地域総合センター要覧には発行当時の施設名称および施設所在地も記されており、この部分だけを見ると確かに市町の条例等で公になっている情報と大部分が一致し、一見同規定に該当するように考えられる。

しかし、条例の規定により公にされている情報は、単にそれぞれの地域総合センターが現在、どういう名称でどこに所在しているかという情報であるのに対し、本件情報は、これらを集合させ、他の公知の情報と組み合わせることにより、県内の同和地区一覧という別の意味が加味され、滋賀県版部落地名総鑑となるおそれがあいにある情報である。このような意味を持った情報は条例により既に公にされていた情報でも、今後公にすることが予定されている情報でもないことから、条例第6条第1号ただし書アには該当しない。

#### イ 「同和対策事業が実施された地区名」（本件地区名）について

本件地区名は、地域総合センターの施設名称等よりも直接的に同和地区を示すものである。すなわち、情報を集合させることにより別の意味が加味される等の事情を考慮することなく、同和地区そのものを指し示す情報となり、先述と同様の理由で「個人に関する情報」に該当する。本件地区名と住宅地図や電話帳のごとき他の公知の情報と照合することにより、「特定の個人が同和地区に居住している」という情報や「特定の個人が同和地区の出身である」という情報が一般の国民にも容易に知れることになり、結婚や就職等の場面においていわれのない差別を引き起こす高度の蓋然性が生ずるということは上記ア（本件情報）の場合と同様であり、上述と同様の理由で条例第6条第1号に該当するといえる。

#### ウ 「同和対策事業が実施された地域を含む周辺地域までが記載された地図」（本件地図）について

本件地図は、同和対策事業として実施した道路整備などの整備箇所を都市計画地図に落とし込んだものであり、同和地区のみを示すものでも、同和地区の領域を示すものでもないが、整備箇所が集中している所が同和地区であることを推定させるものである。本件地図は上記ア（本件情報）とは違い、情報を集合させることによって新たな意味が加味されるような情報ではないが、上記ア（本件情報）に比べ、より具体に同和地区を推定出来る情報であり、それ自体が住宅地図等と照合することにより、個人を識別することができる情報といえる。また、仮に個人識別情報とまではいえないとしても、個人の権利侵害情報であることは高度の蓋然性を持っているといえ、先述と同様に条例第6条第1号に該当する情報である。

また、本件地図に記載されている情報は、法令等の規定により公にされている情報には該当しない。さらに、異議申立人はインターネット上の地図や航空地図により慣行として公にされている情報であると主張するが、明らかに本件地図に記載されている情報はこれらにより公にされている情報とは異なるものであり、条例第6条第1号ただし書アに該当する情報ではなく、非公開とすべき情報である。

#### ②条例第6条第6号該当性

滋賀県では同和問題に関する特別対策が終了した現在も、一般対策として同和問題の解決に向けた普及啓発等を事務として行っており、条例第6条第6号の「その他事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」に該当する余地がある。この点について検討すると、先述のとおり、差別意識の解消が十分に進んでいない現在の状況にあって、上記①ア（本件情報）、イ（本件地区名）、ウ（本件地図）を公開すると、滋賀県版部落地名総鑑として使用されるおそれが大いにあり、また、イ

ンターネット等が普及している現在においては誤った理解のまま情報が行き交い、人々に誤った情報を吹き込む事態を招くことが容易に想像されるなど、差別意識を助長することとなり、県が行う啓発等の事務の遂行に支障を及ぼし、ひいては、県が長年にわたって実施してきた部落差別の解消という所期の目的の達成を妨げる蓋然性が認められる。これらのことから、上記①ア(本件情報)、イ(本件地区名)、ウ(本件地図)の公開は県の実施する事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるというべきものであって、条例第6条第6号にも該当するといえる。

同和地区に居住しているということや同和地区出身であるということは個人の人格とは無関係であるが、部落差別は地域差別であり、同和地区に居住しているということや同和地区出身であるということで差別されるという現実が残念ながら存在する。現に、部落地名総鑑や戸籍の不正取得等の事件が起こっており、公開に伴う権利侵害の蓋然性は高い。差別意識の解消が十分とはいえない状況にあっては、これら全ての情報が事務事業の適正な遂行に支障を及ぼす情報といえ、非公開情報であることに変わりはない。

#### (4) その他

条例第3条には、「通常他人に知られたくない個人に関する情報をみだりに公開することのないように最大限の配慮をしなければならない。」と規定されており、同和地区に対する差別意識の解消が十分に進んでいない現状から判断すれば、非公開とした情報は一般に他人に知られたくないことが正当と認められる情報であり、みだりに公開することのないように最大限の配慮をすべきものである。

#### (5) 結論

以上のことから、上記①ア(本件情報)、イ(本件地区名)、ウ(本件地図)は非公開とすべき情報である。

## 2 口頭説明

#### (1) 同和対策地域総合センター要覧について

平成8年3月に作成されたものである。要覧は、配布先でも特別慎重に取り扱うよう注意をつけて配布され、配布先も限られている。

また、要覧に掲載されている施設の中には、現在廃止されているものや名称変更しているものがある。現在の状況と当時の状況とでは半数以上が変わっている。

#### (2) 滋賀県同和対策新推進計画（地区別事業計画）について

滋賀県では昭和46年から数次にわたる計画を策定し、これらの計画に基づき、関係諸施策を総合的かつ計画的に推進してきた。「地区別事業計画」は、長期計画に定めた事業がどの程度進捗しているか、進行管理のために地区別に事業実績額を、年度を以てまとめてきたものである。

### (3) 同和対策事業に関する地図について

平成 8 年度末までの道路整備や下水排水路、宅地造成など、同和地区の環境改善のために特別対策として実施した事業箇所を都市計画地図に落とし込んだものである。補助財産が処分されるまで必要な書類である。

### (4) 条例第 6 条第 1 号該当性について

#### ①権利侵害性について

県内では「同和地区問い合わせ事件」が相次いで発生している。問い合わせる背景には、同和地区を避けたいという社会意識がいまだに根強く残っていることが影響していると考えられる。県が平成 18 年度に実施した県民意識調査においては、「同和地区に隣接する家の購入を見合わせること」について、「当然だと思う」と「いちがいにはいえない」という人が 50% を超えており、同和問題について正しく理解しておらず、誤った意識やイメージを持っている県民がまだまだ多いことが伺える。

このような状況の中で、同和地区の地名が分かる情報を公開することは、差別を助長することとなる。また、通常容易に入手できる個人に関する情報と同和地区名とを組み合わせることにより差別を引き起こす高度の蓋然性が生じることとなる。

本件は、当初「同和地区の地名が分かる文書・同和地区の区域が分かる地図・同和地区に設置された地域総合センターが分かる文書」を請求するものであり、その結果として、同和地区名やそれが分かる地名等が公になると、そういう地名が同和地区として忌避されるおそれも考えられ、そこに住む人が権利侵害等を受けるおそれも考えられる。同和地区よりも広い地域名であっても、同和地区と関連づけて差別を受ける、ないしは低い評価を受けることが考えられる。

したがって、このような情報は条例第 6 条第 1 号の「個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当すると判断した。

異議申立人は、「同和地区の一覧は公然のものであって、部落地名総鑑であるといった非難は、情報そのものに対するものというよりは、情報の利用方法に対するものである。」と主張するが、差別意識の解消が十分に進んでいない状況から判断すれば、今回の非公開情報は部落地名総鑑として利用される恐れが大であり、個人の権利利益を害する蓋然性が極めて高い情報である。

#### ②条例第 6 条第 1 号ただし書ア（公情報）該当性について

異議申立人の主張する国立国会図書館の資料について、滋賀県立図書館においては人権を侵害するおそれのある資料として閲覧制限がかかっており、貸出等はされていない。

また、公の施設の設置管理条例は公にされているが、同和地区に設置したという情報は条例に書かれていない。

## 第5 審査会の判断

### 1 審査会の判断理由

#### (1) 基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第1条および第3条等に規定されているように、県の保有する情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うものであり、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第6条において個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第6条の規定に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から厳正に判断されるべきものである。

当審査会は、以上のことと踏まえたうえで以下のとおり判断する。

#### (2) 本件対象公文書および非公開部分について

本件対象公文書は「同和対策事業に関する地図のうち愛荘町山川原、川久保、長塚の事業に関するもの」(以下、「公文書1」という。)、「滋賀県同和対策新推進計画(地区別事業計画)〈改訂計画〉」(以下、「公文書2」という。)、および「同和対策地域総合センター要覧」(以下、「公文書3」という。)である。

##### ①公文書1について

実施機関は、「同和対策事業に関する地図」(全部)を条例第6条第1号および第6号に該当する非公開情報とし、公文書1を全部非公開としている。

また、実施機関は、「同和対策事業に関する地図」の存在は認めているが、「3地区(愛荘町山川原・川久保・長塚)それぞれについて同和地区であると認めたものではないことはもちろん、全てが同和対策事業実施区域であるとさえも答えていない」とも主張している。

当審査会において、実施機関に対して「同和対策事業に関する地図」の一例の提示を求め、これを見分したところ、当該地図は「道路整備や下水排水路、宅地造成など、同和地区の環境改善のために特別対策として実施した事業箇所を都市計画地図に落とし込んだものである」との実施機関の説明に添うものと認められる。

##### ②公文書2について

実施機関は、「地区名」を条例第6条第1号および第6号に該当する非公開情報と

し、公文書2に含まれる表の地区名欄に記載された「地区名」の部分を非公開としている。

### ③公文書3について

実施機関は、本件処分において「公文書の公開をしない部分」を「地図、地区名、施設名、施設所在地、電話番号および同和地区名や所在地が分かる地区概要等の部分一切」と表記し、理由説明書においては「県内の地域総合センターの名称、所在地、電話番号等」（本件情報）を非公開情報と表記している。

当審査会において公文書3を見分したところ、実施機関は、「地区名」「施設名・施設所在地・電話番号等の施設に関する情報」のほか、「同和地区名や所在地が分かる地区概要等の部分一切」として具体的には「利用対象地域名」や「地区内団体名」等の一部を非公開としていた。

### （3）条例第6条第1号（個人に関する情報）該当性について

条例第6条第1号の「個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合するにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」に該当する情報は非公開情報とされている。

「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、例えば未公表の著作物等で、公にすれば財産権その他の個人の権利利益を害するおそれがあるものや、反省文、カルテなどのように個人の思想、信条、心身の状況などに関する情報であって個人の人格や私生活と密接に関連するものをいうと解される。

このことを踏まえ、公文書1、公文書2および公文書3の非公開部分について、以下の類型ごとに条例第6条第1号該当性を検討する。

類型①同和対策事業に関する地図（公文書1）

類型②地区名（公文書2および公文書3）

類型③施設名・施設所在地・電話番号等の施設（センター等）に関する情報（公文書3）

類型④利用対象地域名・地区内団体名等（公文書3）

### ①同和対策事業に関する地図について

「同和対策事業に関する地図」は、同和地区の環境改善のために特別対策として実施した事業箇所を都市計画地図に落とし込んだものであるから、地図上の事業箇所から同和地区が認識されうる。

次の②で述べるとおり、同和地区の「地区名」は条例第6条第1号に該当する非公開情報であると認められるから、同和地区が認識されうる事業箇所を示す「同和対策事業に関する地図」は、「地区名」と同様、条例第6条第1号に該当する非公開情報

であると認められる。

異議申立人は、「同和対策事業に関する地図」は地図や航空写真等で公となっている情報と変わらないと主張するが、当審査会で見分した「同和対策事業に関する地図」は、市販の地図や航空写真とは明らかに異なり、条例第6条第1号ただし書アに該当する情報であるとは認められない。

## ②地区名について

### ア) 条例第6条第1号該当性について

同和地区の「地区名」からは、特定の個人を識別することはできない。

しかし、同和対策事業特別措置法の制定趣旨などから、従来同和問題が存在することは明らかであり、現在でも差別事件が発生していることや、差別意識の解消が十分に進んでいない状況であることは、実施機関の示す県民意識調査などから認めることができる。

このような状況において、「地区名」が公にされると、その地区的住民や出身者が差別を受け、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、「地区名」は条例第6条第1号の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当する。

### イ) 条例第6条第1号ただし書ア該当性について

ところで、異議申立人は「昭和40年代の資料を国立国会図書館や古書店で入手することができ、この資料から滋賀県の同和地区名は公然にされているに等しい」旨を主張し、国立国会図書館で入手した昭和40年代の資料のコピーを当審査会に提出していることから、「地区名」の条例第6条第1号ただし書ア該当性について検討する。

条例第6条第1号ただし書アに該当する「法令もしくは条例（以下「法令等」という。）の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報」は非公開情報から除かれる。

「法令等の規定によりまたは慣行として公にされている情報」とは、法令等の規定や慣行により、現に何人も容易に入手することができる状態におかれている情報をいうと解される。「慣行として」とは、従来からの慣習として行われていることをいい、「公にされている情報」とは、何人でも知り得る状態におかれている情報をいうと解される。また、過去に公にされたものであっても、時の経過により、公開請求の時点では公にされているとはいえない場合があると解される。

異議申立人が当審査会に提出した資料（以下「当該資料」という。）を当審査会で見分したところ、当該資料は昭和40年代に発行されたものであり、その発行から相当な時が経過していることが認められた。また、当該資料は、団体が発行したものであり、公の刊行物ではなかった。

このような事情を考慮すると、国立国会図書館で蒐集された膨大な図書等の中に地区名と同種の情報を記載した当該資料が存在したとしても、また、異議申立人の言うように「(当該資料を) 古書店で入手できる」としても、これをもって「地区名」が従来からの慣習として、現に何人も容易に入手することができる状態における情報であると認めることはできない。さらに、「地区名」が法令等の規定により公にされている情報ではないことは明らかである。

したがって、「地区名」を条例第6条第1号ただし書アに該当する情報ということはできない。

### ③施設名・施設所在地・電話番号等の施設(センター等)に関する情報について

#### ア) 条例第6条第1号該当性について

施設名・施設所在地・電話番号等の施設(センター等)に関する情報（以下「施設名等」という。）からは、特定の個人を識別することはできない。

しかし、従来同和問題が存在すること、現在でも差別事件が発生していること、差別意識の解消が十分に進んでいない状況であることが認められることは、②ア)で述べたとおりである。

このような状況において、「同和地区に設置された地域総合センターが分かる文書」という請求（後に公文書を特定するために「地域総合センター要覧の最新のものの全ページ」と補正された請求）に対し、「施設名等」が公にされると、同和対策地域総合センターは同和問題解決のための各種対策を総合的に推進する地域の拠点としての沿革をもつことから、当該施設の所在地が同和地区であると推定され、その地区の住民や出身者が差別を受け、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、「施設名等」は条例第6条第1号の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当する。

#### イ) 条例第6条第1号ただし書ア該当性について

ところで、異議申立人は「地域総合センターは地方自治法第244条の公の施設であり、公の施設の設置及びその管理に関する事項は条例で定められているから、『施設名等』は条例で公にされている」旨を主張している。そこで、「施設名等」の条例第6条第1号ただし書ア該当性について検討する。

条例第6条第1号ただし書アの解釈は、②イ)に示したとおりである。

さて、異議申立人が主張するとおり、地方自治法第244条の2第1項では「普通地方公共団体は、法律またはこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならぬ。」とされている。

しかし、「施設名等」は、「同和地区に設置された地域総合センターが分かる文書」

という請求（後に公文書を特定するために「地域総合センター要覧の最新のものの全ページ」と補正された請求）を受けて実施機関が特定した公文書3に掲載されている情報である。この情報は、公の施設の名称・所在地等の情報であるが、同和対策という観点から一覧にまとめられた情報でもあることから、実施機関の主張を引用するとなれば「同和地区一覧」という別の意味が加味された情報」ということができる。

すなわち、本件請求において非公開とされた「施設名等」の情報は、同和対策という観点からまとめられた情報であるがゆえに、単に公の施設の名称・所在地等を示す情報ではなく、その所在地が同和地区を推定させる情報でもあるということができる。

一方、公の施設の設置及び管理に関する条例（以下「設置管理条例」という。）は、その施設の名称や位置を定めているが、その位置が同和地区であるかを定めたものではないから、設置管理条例は同和地区を推定させる情報とはいえない。

のことから、本件請求を受けて特定された公文書3の「施設名等」の情報と、設置管理条例で公にされている施設の名称や位置という情報を、同一の情報ということはできず、「施設名等」は条例の規定によって公にされている情報とはいえない。

また、同和地区を推定させる情報としての「施設名等」が、慣行として公にされている情報であると認めることもできない。

したがって、「施設名等」を条例第6条第1号ただし書アに該当する情報ということはできない。

#### ④利用対象地域名・地区内団体名等について

利用対象地域名・地区内団体名等（以下「利用対象地域名等」という。）からは、特定の個人を識別することはできない。

また、実施機関が非公開とした「利用対象地域名等」の部分の全てから同和地区名が特定できるとは認めがたい。

しかし、差別意識の解消が十分に進んでいない状況であることなどは②ア）から繰り返し述べているところである。このような状況において、「同和地区に設置された地域総合センターが分かる文書」という請求（後に公文書を特定するために「地域総合センター要覧の最新のものの全ページ」と補正された請求）に対し、「利用対象地域名等」が公にされると、その情報から同和地区が特定ないし推定され、その地区的住民や出身者が差別を受け、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

また、このような請求に対し、「利用対象地域名等」が公にされると、同和地区よりも広い利用対象地域名であっても、それを同和地区名と関連づけられるおそれがあり、ひいては利用対象地域の住民の権利利益を害するおそれがあることも否定できない。

したがって、「利用対象地域名等」は条例第6条第1号の「特定の個人を識別する

ことはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当する。

#### (4) 結論

以上のことから、実施機関が非公開とした全ての部分について、条例第6条第1号該当性が認められるので、条例第6条第6号該当性を判断するまでもなく、実施機関の決定は妥当であると認められる。

よって「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

## 2 審査会の経過

当審査会は、本件異議申立てについて、次のとおり調査審議を行った。

年　月　日	審　查　の　内　容
平成21年5月29日	・実施機関から諮問を受けた。
平成21年7月6日	・実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成21年7月31日	・異議申立人から理由説明書に対する意見書の提出を受けた。
平成21年11月9日 (第176回審査会)	・諮問案件について資料に基づき事務局から説明を受けた。
平成21年12月21日 (第177回審査会)	・実施機関から公文書一部公開決定について口頭説明を受けた。 ・異議申立人から意見を聴取した。
平成22年1月28日 (第178回審査会)	・諮問案件の審議を行った。
平成22年2月12日 (第179回審査会)	・諮問案件の審議を行った。